

病院の概要

開設者 学校法人 慈恵大学 理事長 栗原 敏
管理者 東京慈恵会医科大学附属第三病院 院長 平本 淳
所在地 〒201-8601 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号
届出許可病床 一般 534床

■外来受付時間・診療時間(月～土)

受付 午前 8時～午前11時30分
診療 午前の部 8時45分～12時30分 午後の部 13時30分～16時
※午後や土曜日については休診となる診療科もございます。詳細につきましては、各診療科外来にお尋ねください。

■休診日

日曜・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)
大学記念日(5月1日・10月第2土曜日)

■入院基本料に関する事項

- (1)当院では、厚生労働大臣が定める病院入院基本料(一般病棟:7対1(急性期一般入院料1))の届出を行っております。
- (2)当病棟では、1日に14人以上の看護師が勤務しています。なお、時間帯毎の看護師1人当たりの患者さんの受け持ち数は次のとおりです。
 - ・8時～16時までの受け持ち数は、7人以内です。
 - ・16時～19時までの受け持ち数は、15人以内です。
 - ・18時30分～翌朝8時30分までの受け持ち数は、15人以内です。

■厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数

当院は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数(平成20年厚生労働省告示第96号)」の別表に掲げられた病院であり、診療報酬の算定方法及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の規定に基づき、病棟における療養に要する費用の額の算定方法は、診断分類点数表の分類区分により算定いたします。尚、厚生労働大臣が定める調整係数及び基礎係数、機能評価係数は、**1.5628**となっております。

■保険外負担に関する事項

(詳細は業務課入退院窓口又は外来会計窓口にお尋ねください)

次の項目は、使用枚数、使用量に応じた実費の負担をお願いしております。(消費税込、10円未満四捨五入)

紙おむつ(1枚につき)	50円～90円	診断書(1枚につき)	4,400円
T字帯(布/1枚につき)	330円	診療録の開示手数料	3,300円
		〃 複写料金(1枚)	22円

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は一切ございません。

■厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

- (1)4人室、3人室、2人室、個室、特別室はご希望により使用いただけますが、部屋の広さ、設備等に応じ「特別の療養環境の提供(室料)」として、下記料金の負担をお願いしております。

* 料金(1日につき/消費税込)

種 別	室料料金	備 考	種 別	室料料金	備 考
4人室(8床)	6,600円	一般病棟	個室(3床)	11,000円	小児病棟
4人室(8床)	7,700円	一般病棟	個室(46床)	22,000円	一般病棟
3人室(2床)	12,100円	一般病棟	個室(1床)	29,700円	一般病棟
3人室(4床)	13,200円	一般病棟	個室(4床)	35,200円	一般病棟
2人室(6床)	9,900円	一般病棟			
2人室(4床)	12,100円	一般病棟			

- (2)初めて受診される方、3ヶ月以上受診間隔があき、初診として受診される方で、他の医療機関などからの診療情報提供書(紹介状)をお持ちでない場合は、初診時に限り保険診療費とは別に次の料金の負担をお願いしております(医科・歯科別)。同日に複数科を初診で受診される場合も、診療科ごとにお支払い頂く場合があります。ただし、緊急その他やむを得ない事情(救急車搬送等)による場合や、明らかに慢性疾患等同一の疾病または負傷であると判断できるときには、ご負担頂くことはありません。

医科7,700円(消費税込)・歯科5,500円(消費税込)

- (3)再診として受診されている症状が安定されている方で、担当医が他の医療機関への紹介の申し出を行った後も当院での診療をご希望し、受診される場合は、保険診療費とは別に次の料金の負担を受診ごとをお願いしております。ただし、緊急その他やむを得ない事情(救急搬送等)による場合は、ご負担頂くことはありません。

医科3,300円(消費税込)・歯科2,090円(消費税込)

- (4)金属床による総義歯に係る費用については、次の料金の負担をお願いしております。

合金床 275,000円(消費税込) 金床 550,000円(消費税込)

- (5)入院期間が180日を超える入院に関して患者さんご自身の選択により入院される場合は、次の料金の負担をお願いしております。

1日につき2,730円(消費税込)

■厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)適温で提供しております。